

。 保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件（平成八年大蔵省告示第五十号）

改 正 案	現 行
（資本金、基金、準備金等の計算） 第一条（略） 2（略） 3 規則第八十六条第一項第七号、第六十一条第一項第七号及び第九十条第一項第七号に規定する金融庁長官が定めるものの額は、次に掲げる額とする。 一 保険料積立金等の一部（生命保険会社（外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人を含む。以下同じ。）にあつては、保険料積立金のうち、保険契約の締結時の費用を保険料払込期間にわたり償却する方法により計算した保険料積立金の額又は保有する保険契約（外国生命保険会社等にあつては、日本における保険契約）が保険事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額のいずれか大きい額を超える額、損害保険会社（外国損害保険会社等及び特定損害保険業免許を受けた免許特定法人を含む。以下同じ。）にあつては、払戻積立金のうち、保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法（保険契約の締結時の費用を保険料払込期間にわたり償却する方法である場合に限る。）に従つて計算した額を超える額をいう。） 二 配当準備金の一部（株式会社にあつては、契約者配当準備金のうち、保険契約者（外国保険会社等にあつては、日本における保険契約者）に対し契約者配当として割り当てた額を超える額、相互会社にあつては、社員配当準備金のうち、社員に対する剰余金の分配として割り当てた額を超える額をいう。）	（資本金、基金、準備金等の計算） 第一条（略） 2（略） 3 規則第八十六条第一項第七号、第六十一条第一項第七号及び第九十条第一項第七号に規定する金融庁長官が定めるものの額は、次に掲げる額とする。 一 生命保険株式会社（保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第三条第四項の生命保険業免許を受けた保険業を営む株式会社をいう。外国生命保険会社等を含む。）にあつては、将来の保険金等の支払に備えて積み立てている準備金のうち、保有する保険契約（外国生命保険会社等にあつては、日本における保険契約）が保険事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額を超える額及び保険契約者（外国生命保険会社等にあつては、日本における保険契約者）に対し契約者配当として割り当てた額を超える額 二 生命保険相互会社（法第三条第四項の生命保険業免許を受けた相互会社をいう。）にあつては、将来の保険金等の支払に備えて積み立てている準備金のうち、保有する保険契約が保険事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額を超える額及び社員に対する剰余金の分配として割り当てた額を超える額

(削る)

三 (略)

四 税効果相当額(任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額をいう。)として次の算式により得られる額(ただし、繰延税金資産(税効果会計の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。))として貸借対照表に計上した額が零である会社(繰延税金資産の算定にあたり繰延税金資産から控除された額がある会社に限る。))にあつては零とする。)(略)

五 持込資本金等(日本における保険業の貸借対照表上の持込資本金及び剰余金(翌年度の本店への送金予定額を除く。))の額の合計額をいう。)

三 損害保険相互会社(法第三条第五項の損害保険業免許を受けた相互会社をいう。))にあつては、社員配当準備金の額(ただし、翌期配当所要額を除く。)

四 (略)

五 税効果相当額(任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額をいう。)として次の算式により得られる額(ただし、繰延税金資産(税効果会計の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。))の額が零である会社(繰延税金資産の算定にあたり繰延税金資産から控除された額がある会社に限る。))にあつては零とする。)(略)

六 その他資本金、基金、準備金に準ずる性質を有するものとして、次のイ及びロに掲げる保険会社の区分に応じ当該イ及びロに掲げるものの額の合計額

イ 生命保険会社

(1) 外国生命保険会社等にあつては、日本における保険業の貸借対照表上の持込資本金及び剰余金(翌年度の本店への送金予定額を除く。)

(2) 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するものの

() 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

() 第六項に規定する場合を除き、償還されないものであること。

() 損失の補てんに充当されるものであること。

(3) 利払いの義務の延期が認められるものであること。

期限付劣後債務(契約時において償還期間が五年を超えるも

のに限る。)

ロ 損害保険会社(外国損害保険会社等及び引受社員を含む。以下同じ。)

(1) 規則第七十条第一項第三号に掲げる払戻積立金のうち、法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法(保険契約の締結時の費用を保険料払込期間で償却する方法である場合に限る。)に従って計算した額を超えて積み立てているもの

(2) 外国損害保険会社等及び引受社員にあつては、持込資本金、剰余金(翌年度の本店への送金予定額を除く。)その他これらに準ずるものであつて、日本における保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者の保護に資するもの(その他有価証券評価差額金(財務諸表等規則第六十七条に規定する純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額をいう。)を除く。)

(3) 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するものの

() 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

() 第六項に規定する場合を除き、償還されないものであること。

() 損失の補てんに充当されるものであること。

() 利払いの義務の延期が認められるものであること。

(4) 期限付劣後債務(契約時における償還期間が五年を超えるものに限る。)

(新設)

六 負債性資本調達手段等(イ及びロに掲げるものの額の合計額をいう。)

イ 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するものの額

() 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

と。

第六項に規定する場合を除き、償還されないものであること。

損失の補てんに充当されるものであること。

利払いの義務の延期が認められるものであること。

期限付劣後債務（契約時において償還期間が五年を超えるものに限る。）の額

4 前項第六号の額については、次に掲げるものの合計（次項において「算入限度額」という。）を限度として算入できるものとする。

一 規則第八十六条第一項第一号から第三号の二まで、第百六十一条第一項第一号から第三号の二まで又は第百九十条第一項第一号から第三号の二までに掲げるもの

二 前項第一号、第二号及び第四号に掲げるもの

5 第三項第六号口に掲げるもの（残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、残存期間が五年になった時点における帳簿価額の百分の二十に相当する額を累積的に減価するものとする。）については、算入限度額の百分の五十に相当する額を限度として算入することができるものとする。

6 第三項第六号イ及び口に掲げるものについては、同号イに掲げるものの償還又同号口に掲げるものの期限前償還（以下「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である保険会社の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償

4 前項第六号イ 及び 又は同号口 及び に掲げるものの合計額については、次の各号に掲げる保険会社の区分に応じ当該各号に掲げるものの合計額（以下「算入限度額」という。）を限度として算入できるものとする。

一 生命保険会社 規則第八十六条第一項第一号から第三号まで又は第百六十一条第一項第一号から第三号まで並びに前項第一号、第二号及び第六号イ に掲げるもの

二 損害保険会社 規則第八十六条第一項第一号から第三号まで、第百六十一条第一項第一号から第三号まで又は第百九十条第一項第一号から第三号まで並びに前項第三号並びに第六号口 及び に掲げるもの

5 第三項第六号イ 又は同号口 に掲げるもの（残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、残存期間が五年になった時点における帳簿価額の百分の二十に相当する額を累積的に減価するものとする。）については、算入限度額の百分の五十に相当する額を限度として算入することができるものとする。

6 第三項第六号イ 及び 又は同号口 及び に掲げるものについては、同号イ 若しくは同号口 に掲げるものの償還又は同号イ 若しくは同号口 に掲げるものの期限前償還（以下「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である保険会社

還等を行うことができるものに限る、第三項第六号イ及びロに掲げるものに該当するものとする。

一・二 (略)

7 第三項第六号イ及びロに掲げるものについて、あらかじめ定められた期間が経過した後、一定の金利（以下この項において「ステップ・アップ金利」という。）を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利が過大なものであるために、債務者である保険会社が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日を償還期日とみなす。

第一条の二 法第百三十条第一号、第二百二条第一号又は第二百二十八条第一号に掲げる額の計算にあつては、他の保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいう。以下この条において同じ。）の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は法第百六条第一項第三号から第五号までに掲げる会社を子会社等（法第百十條第二項に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段（前条第三項第六号イ及びロに掲げるものを含む。以下この条において同じ。）を保有（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本において保有）していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含む。）における、当該保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段の額（次項において「控除額」という。）を控除するものとする。

2 (略)

の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるもの限り、第三項第六号イ及び 又は同号ロ及び に掲げるものに該当するものとする。

一・二 (略)

7 第三項第六号イ 及び 又は同号ロ 及び に掲げるものについて、あらかじめ定められた期間が経過した後、一定の金利（以下この項において「ステップ・アップ金利」という。）を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利が過大なものであるために、債務者である保険会社が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日を償還期日とみなす。

第一条の二 法第百三十条第一号、第二百二条第一号又は第二百二十八条第一号に掲げる額の計算にあつては、他の保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいう。以下この条において同じ。）の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は法第百六条第一項第三号から第五号までに掲げる会社を子会社等（法第百十條第二項に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段（前条第三項第六号イ 及び 又は同号ロ 及び に掲げるものを含む。以下この条において同じ。）を保有（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本において保有）していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含む。）における、当該保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段の額（次項において「控除額」という。）を控除するものとする。

2 (略)

他の保険会社等 又は子会社等の 資本調達手段	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の 算出の際の額
一 前条第三項 第六号イに掲 げるもの	前条第三項第六号イに掲げるものの額のうち算 入されない額
二 前条第三項 第六号ロに掲 げるもの	次に掲げる額の合計額 イ 前条第三項第六号ロに掲げるものの額のう ち算入されない額 ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げ るものの額を上回る場合における当該上回る 額

(各リスクの計算)

第二条 規則第八十七条第一号及び第百六十二条第一号に規定する額
(保険リスク相当額)は、生命保険会社にあつては、別表第一に掲げ
るリスクの種類ごとのリスク対象金額にそれぞれのリスク係数の欄に
掲げる率を乗じて得られる額に基づき、別表第二の算式により計算し
た額とし、損害保険会社にあつては、次に掲げる額の合計額とする。

一・二 (略)

2 規則第八十七条第一号の二及び第百六十二条第一号の二に規定する
額(第三分野保険の保険リスク相当額)は、別表第一の二に掲げるリ
スクの種類ごとのリスク対象金額にそれぞれのリスク係数の欄に掲げ
る率を乗じて得られる額に基づき、別表第二の二の算式により計算し
た額とする。

3 10 (略)

他の保険会社等 又は子会社等の 資本調達手段	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の 算出の際の額
一 前条第三項 第六号イ 又 は同号ロ に 掲げるもの	前条第三項第六号イ 又は同号ロ に掲げるも のの額のうち算入されない額
二 前条第三項 第六号イ 又 は同号ロ に 掲げるもの	次に掲げる額の合計額 イ 前条第三項第六号イ 又は同号ロ に掲げ るものの額のうち算入されない額 ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げ るものの額を上回る場合における当該上回る 額

(各リスクの計算)

第二条 規則第八十七条第一号及び第百六十二条第一号に規定する額
(保険リスク相当額)は、生命保険会社にあつては、別表第一に掲げ
るリスクの種類ごとのリスク対象金額にそれぞれのリスク係数の欄に
掲げる率を乗じて得られる額に基づき、別表第二の算式により計算し
た額とし、損害保険会社にあつては、次に掲げる額の合計額とする。

一・二 (略)

(新設)

2 9 (略)

(削る)

(第三分野保険の保険リスクの計算)

第二条の二 規則第八十七条第一号の二及び第百六十二条第一号の二に規定する額(第三分野保険の保険リスク相当額)は、別表第一の二に掲げるリスクの種類ごとのリスク対象金額にそれぞれのリスク係数の欄に掲げる率を乗じて得られる額に基づき、別表第二の二の算式により計算した額とする。